

令和8年6月12日開催

付議事件

1 第49号議案 府中市印鑑条例及び府中市手数料条例の一部を改正する条例

○ゆうきりょう委員長 付議事件1、第49号議案 府中市印鑑条例及び府中市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。お願いします。

○秋本 健総合窓口課長補佐 ただいま議題となりました、第49号議案 府中市印鑑条例及び府中市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、出入国管理及び難民認定法等、以下「法」といいます、の改正に伴い、個人番号カードの機能を有する在留カード及び特別永住者証明書、以下「特定在留カード等」といいます、の交付が開始されることから、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による印鑑登録証明書の交付、いわゆるコンビニ交付に際し、本人確認及び特例料金の適用について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案書に基づき御説明申し上げます。恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

初めに、第1条関係は、印鑑条例の一部改正でございます。

第17条は、多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等について規定しておりますが、法改正に伴い、特定在留カード等の交付が開始されることから、印鑑登録証明書のコンビニ交付に際し行う本人確認の方法について、現行のマイナンバーカードに加え、新たに特定在留カード等を追加するものでございます。

恐れ入りますが、システムの3ページをお願いいたします。

第2条関係は、手数料条例の一部改正でございますが、付則4は、多機能端末機を使用した請求により証明する場合の手数料に関する特例を規定しております。

恐れ入りますが、システムの4ページをお願いいたします。

こちらにつきましても、法改正に伴い、特定在留カード等の交付が開始されることから、コンビニ交付において手数料を100円とする特例料金の適用対象に、特定在留カード等による本人確認を行う場合を追加するものでございます。

恐れ入りますが、システムの5ページをお願いいたします。

最後に、付則でございますが、条例の施行日を定めたもので、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○ゆうきりょう委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。手塚委員。

○手塚としひさ委員 すみません、改めて確認なんですけれども、現在、予測されている外国人の人数というのは、府中市内でどのぐらい見込まれているのかということと、今後、増える見込みなのかどうなのかと。お金はかからないような話は、一応は聞いているんですけれども、見直しによって、何か金がかかることは全くないという確認でいいかどうか、そこを教えてください。

あと、一応、特定料金ということで100円ということになっていますが、これは来年3月まででしたか、特定料金は。ちょっとその確認と、一応、来年4月以降は、今の見込みでどうなるのか、その辺が分かっていたら教えてください。

あと、他の自治体も今回、同様のことをやられるという理解でいいかどうか、そこを教えてください。

以上です。

○ゆうきりょう委員長 では、答弁をお願いいたします。

○秋本 健総合窓口課長補佐 それでは、御質問に順次お答えいたします。

初めに、1点目の外国人の人数見込みでございますが、令和8年5月1日現在の府中市の外国人の住民でお答えさせていただきます。こちらは7,023人となっております。

続きまして、2点目の今後、外国人が増える見込みかといったところでございますが、こちらの過去の推移を見てみますと、例年、人数が増えてきておりますことから、今後も外国人の人口は増えてくると予想しているところでございます。

続きまして、3点目の今回の法改正による見直しによってお金がかかるかといったところでございますが、こちらにつきましては今回、特定在留カード等でもコンビニ交付で取得できるようになるといった条例改正を行います。これに関しましては、既存でマイナンバーカードでコンビニ交付できまして、マイナンバーカードに格納されている電子証明書、これと同じものを使っていきますので、特にシステム改修等費用は一切かかるものではございません。

○ゆうきりょう委員長 お願いします。

○小笠原雄作総合窓口課長 続きまして、コンビニ交付の特例料金の件でございますけれども、こちらは令和8年度末までを予定してございます。

手数料につきましては、本来、受益者負担の原則に基づきまして、当該事務に要する経費等を踏まえて設定するものでございますけれども、本件につきましては、利便性の高いコンビニ交付を御利用いただく機会を提供することと、コンビニ交付の普及を通じまして、「おもや」窓口の混雑の緩和を実現するといった政策的な目的から、例外的に手数料を引き下げているものでございまして、令和9年度以降につきましても、同様の観点で必要性を検討しているところでございます。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 お願いします。

○秋本 健総合窓口課長補佐 続きまして、他自治体の状況でございますが、こちらにつきましては、ほとんどの市町村が今回、条例改正を行っておりますが、一部、条例のつくりが、本市の場合は、マイナンバーカードというのを主語にしておりまして、それ以外にカードが増えるといったところで今回、条例改正を行って、カードを追加するつくりになっておりますが、一部の自治体においては、マイナンバーカードに格納されている電子証明書を使ってコンビニ交付ができるという規定にしておりますので、そのようなつくりになっている市町村によっては、今回、条例改正を行わないということになっております。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 大体分かりましたが、まず、外国人が7,000人ちょっとということで、一応、交付については、基本的に7,000人全員が対象ということではないですよね。大体、7,000人のうちのどのぐらいの方を見込まれているのか、その辺の見込みが分かれば教えていただきたいと思います。これを、カードがあるかないかによって何が違うのか、その辺も併せて教えてください。

あと、特定料金については、ちょっと分かりにくかったんですけども、取りあえず100円で、今年度中は100円ということは分かったんですけど、それ以降については、そのまま継続するかもしれないし、元に戻して値上がりするかもしれないし、あるいは10円とか、もっと下げる可能性もあるかもしれないというニュアンスでいいんですか。その辺をもう少し分かりやすく教えていただければと思います。

以上です。

○ゆうきりょう委員長 答弁をお願いいたします。

○秋本 健総合窓口課長補佐 まず、1点目の今回、外国人全員が対象ではないかといっ

た御質問でございますが、おっしゃるとおり、今回の特定在留カードにつきましても、作ることはマイナンバーカードと同様で任意になっていますので、おっしゃるとおり、全員が対象になるかという、御本人様次第になってしまうんですが、現在、外国人の方でマイナンバーカードをお持ちになっている方というのが、2,375人いらっしゃいますので、今後も少なからず増えてくることになるかなというのを予測しております。

続きまして、2点目の特定在留カードがあるかないとの違いでございますけれども、現状、マイナンバーカードを持っております外国人の中長期在留者と呼ばれる方につきましては、在留期間の更新に関しましては、地方入管局のほうでの手続になりまして、マイナンバーカードの手続は市町村というところで、2か所の手続が必要になってございます。

こちらが、特定在留カードを作っただけですと、在留期間の更新の手続の際に、併せてマイナンバーカード、特定在留カードも交付ができますので、行く場所が1か所で済むといった利便性の向上が見込まれているところでございます。

○ゆうきりょう委員長 お願いします。

○小笠原雄作総合窓口課長 それでは、3点目の100円の特例料金についてでございますけれども、こちらにつきましては、現状は今、検討しているというところでございますが、今の100円については、特例料金というところで、令和8年度末までで期間を区切って、一旦は終了という形になりますけれども、現状でコンビニ交付の交付率から考えても、一定の効果はあるものと捉えております。

今後は、例えば100円を継続するのか、または10円とか、他市町村の事例に倣っていくのか、また、コンビニ交付の手数料を、時限的ではなくて恒常的に窓口との差をつけるとか、あらゆる可能性というのは、現段階では排除しないで、次年度以降については検討していきたいと思っております。

以上です。

○ゆうきりょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 最後の件については、方針が決まった段階で、また改めて、外国人だけではなくて全体に関わってくると思っておりますので、早めに教えていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

あとのことは大体分かりましたので、本条例には賛成の意を表して終わります。

以上です。

○ゆうきりょう委員長 ほかに御発言はございませんか。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしく申し上げます。多機能端末機が置かれている場所は、基本的にはコンビニという理解でよろしいのでしょうか。ちょっと場所について伺います。

○ゆうきりょう委員長 1点、お願いします。

○秋本 健総合窓口課長補佐 多機能端末機を設置されている場所でございますが、基本的にはコンビニが多くなってございます。そのほか、商業施設等に置いてあることもございますが、多くはコンビニに置かれているものでございます。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 ありがとうございます。商業施設だとどこに、私はあまり商業施設では見たことはなかったんですけど、置いてある場所があるということで、どこかというのと、市役所の1階にもたしかあったかと思えます。

市役所の1階の端末機については、これは窓口で案内する際とかに紹介したり、手数料がお安くなるという形で案内しているのかという点を2回目に確認したいのと、商業施設やコンビニ等に多機能端末機を置く際の委託料等は発生しているかということと、今回の条例改正ではそういった変化は、基本的には機能を追加するだけなので、委託しているとしても、そのまま変化はないという理解でよいかという点を、2回目に確認させていただきます。

○ゆうきりょう委員長 3点、答弁をお願いします。

○秋本 健総合窓口課長補佐 それでは、質問に順次お答えいたします。

1点目の商業施設に置かれている端末機でございますが、イオン等に置かれているものがございます。

続きまして、市役所1階の端末機の関係でございますが、申し訳ございません、こちらもおっしゃるとおり、コンビニ交付と同様の機械が設置されておりまして、市役所に来られた際に、1階の総合窓口課に設置されている端末の使用は促しているところでございます。こちらの機械で発行された際は、手数料は100円とさせていただきます。

続きまして、コンビニ事業者に設置させていただいている場合、コンビニ事業者に対して委託料を支払っているかという点でございますが、こちらにつきましては、本市から直接、コンビニ事業者に手数料等を支払ってはおりませんが、地方公共団体情報システム機構に対しまして、1件証明を発行するごとに117円の手数料をお支払いしておりますので、そちらの手数料がコンビニ事業者のほうに、地方公共団体情報システム機構のほうから納入されているといった流れになってございます。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 ありがとうございます。分かりました。イオン系列の事業者のところにあるということと、あと、市役所1階にも設置があつて、実際に窓口に来られた際にも案内しているということです。

また、コンビニ委託料等は、地方公共団体情報システム、1件117円ということになると、1件発行当たり、250円、窓口で発行する場合と比べると、差額の150円と、あと117円を収支としては負担する、負担あるいは減収になるという理解でしたので、続けるかどうかという点には、財政的な検討も要るかと思いました。

ちょっと意見を述べさせていただきます。今回、改正される手数料条例については、マイナンバーカードを利用した証明書交付の割引というのは、マイナンバー取得は本来、任意であるという点から見ても、公平であるべきサービス手数料に差をつける、マイナンバーを優遇するというものであると、これまで指摘をしまりました。

今回の条例改正案にも、同様の内容で続いていくということですので、今回の議案には、日本共産党としては反対したいと思います。

以上です。

○ゆうきりょう委員長 ほかに御発言はございませんか。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。では何点か、質問させていただきます。

改めまして、条例改正の経緯について、御説明をお願いいたします。

それと、先ほどの御説明では、今回の条例改正で、在留外国人の方の利便性の向上というお答えがありました。そして、現在のマイナンバーカードを取得されている方は、2,375人ということで、在留外国人の中で、3割ぐらいの方がマイナンバーカードを取得しているということが分かりましたが、多少ダブるかもしれないんですけども、今回の特定在留カードを新設されることで、市の窓口対応として変わるということのを詳しく教えてください。

以上、お願いいたします。

○ゆうきりょう委員長 答弁をお願いします。

○秋本 健総合窓口課長補佐 それでは、1点目の条例改正の経緯でございますが、今回、法律の改正に伴いまして、法律としましては、出入国管理及び難民認定法、こちらの改正に伴いまして、マイナンバーカードの機能を有した特定在留カードというものができております。

さらに、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法、こちらにおきまして、マイナンバーカードの機能を有する特別永住者証明書の特定特別永住者証明書というものの申請と交付ができるようになります。

こちらのカードが追加されることに伴いまして今回、印鑑条例でコンビニ交付において印鑑証明書が取れるように改正を行うものと、手数料条例におきまして、コンビニ交付で当該カードを使用した場合に、手数料が減額、100円で特例料金で発行できるといった条例改正を行うといったものでございます。

続きまして、2点目の特定在留カードの発行が開始されて、市の窓口対応で変わることでございますが、先ほど御答弁させていただきましてとおおり、今まで、特定中長期在留者に関しましては、在留期間の更新等があった場合には、地方入管のほうで手続をした後、マイナンバーカードの手続は市で行ってございましたが、地方入管のほうで手続が完了することになりますので、その分、市に来られる件数が減ってくるといったところが変わってくるころであると考えております。

また、住所地の変更につきましては、変わらず市で行えますので、そこは同じでございますが、変わるところとしては、一部の方が来られなくなるといったところがございます。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。条例改正の経緯について伺いましたけれども、今、御説明の中では、入管法と入管特例法の改正からということだったんですけども、その前の年のマイナンバー法改正というのに関わっているんじゃないかなと思っております。

それと、窓口の対応ということで、すみません、答弁が重なってしまいましたけれども、結局は窓口の混雑緩和にもつながるということをおっしゃっているのかなと思えました。

ですが、マイナンバーカードの取得率は今、3割ということですので、特定在留カードにする人が増えれば、混雑緩和になるのではないかなと思います。ただ、府中市独自で特例手数料というのを設定していますので、その影響で、多少は混雑緩和ということにもつながるのかなと思えました。

それで、2回目としてお伺いしたいのが、先ほども御説明がありました、特定在留カードは任意となっておりますということなんですけれども、今回、これが新設されることで、市内のマイナンバーカードの取得率が上がると考えているのでしょうか。先ほど、少なからず増えるとおっしゃっていましたがけれども、その理由というところを教えてください。お願いいたします。

○ゆうきりょう委員長 1点、お願いいたします。

○小笠原雄作総合窓口課長 今回の特定在留カード等に伴うマイナンバーカードの保有率の影響というところがございますけれども、今回の法改正と市の条例改正が、直ちにマイナンバーカードの保有率に直接的な影響を与えるものではないと認識はしておりますけれども、今回の改正を一つの契機として、また改めて、コンビニ交付サービスの認知度向上というか、普及促進につなげていきたいと考えております。

こういった対象となる外国人の方々をはじめ、広く市民の皆様に対して、コンビニ交付の利便性を実感していただく取組を進めながら、最終的には、窓口の混雑緩和というところを目指しておりますので、こういった取組の結果として、マイナンバーカードの保有率であったり、コンビニ交付の利用率を向上するということは、本市にとっては望ましいことであると考えております。

以上です。

○ゆうきりょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。法改正を契機としてということ、あとは自治体の取組として、マイナンバーカードの取得が増えていくのであろうというようなことだと思います。

意見については後ほど発言させていただきたいんですけど、最後にちょっと質問させ

ていただきたいと思います。2点、お願いいたします。改めまして、条例改正に向けた法改正について、市の見解を伺いたいと思っております。

一つ目が、在留カードとマイナンバーカードが今回、一体化となりましたけれども、一枚のカードにそれぞれの個人情報が掲載されるということになります。マイナンバーカードの情報だけが必要な場合でも、例えば在留カードの番号だったりとか、在留資格とか、在留期間とか、そういった在留に関わる情報が、不必要に提示せざるを得ないということになるのではないかと考えています。

これについては、個人情報の厳格な取扱いを前提に実施されているマイナンバーカードを、在留外国人に関して緩和してしまうというものであると思いますので、在留外国人への差別を助長するのではないかと懸念が強いと思いますが、その点について懸念がないかどうかを、見解として教えていただきたいと思っております。

もう一つです。この法律以降に、今年1月に政府が、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策というのを、方針を出しました。改正入管法など、改正マイナンバー法、その法律の改正で、この方針を踏まえますと、外国人に対する実態把握とか情報収集が進められていくのではないかと懸念を私しておりますけれども、法改正の方針の下に、この条例改正の提案をされていますけれども、市としてはこの辺りをどのように捉えているのか、よろしくお願いいたします。

○ゆうきりょう委員長 答弁をお願いします。

○小笠原雄作総合窓口課長 それでは、2点の御質問に順次お答えいたします。

まず、1点目の在留カードとマイナンバーカードが一体化されることに伴いまして、情報が不要な部分まで提示されてしまうのではないかとご心配されますけれども、特定在留カードとかマイナンバーカードといった公的機関が発行する身分確認証につきましては、利用目的に応じまして、確認できる情報というのが必要最小限となるように制度が設計されているものと認識しております。本人確認におきまして確認される情報につきましても、当該手続に必要な範囲に限定されるものであると認識しております。

このため、御指摘の特定在留カード等のように、たとえほかの情報が含まれている場合であっても、それらの情報が本人確認の都度、取得、利用されるものではないということから、単に目で視認し得るかどうかではなく、どの情報の確認が当該手続において必要であるか、制度上許容されているかという点で判断すべきと考えておまして、この点につきましては特段問題はないものと捉えております。

しかしながら、本人確認に携わる側が、必要な制度範囲を超えて着目するものではなく、制度趣旨としてもそのような運用は想定されていないものの、制度上の整理と実務上の受け止めにはギャップが生じるということも、可能性としてはございますので、市といたしましては、制度の趣旨が適切に理解されるということは大変重要なことであると捉えております。

続きまして、2点目の国の外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策につきましては、マイナンバー等を活用した関係機関の情報連携の強化であったり、また、今回の条例改正の対象であります特定在留カード等の推進などによりまして、制度の適正化と実態把握を進めることで、安全・安心な社会の実現を目指すものであると捉えております。

委員が御指摘のように、こうした取組につきまして、締めつけの強化であったりとか過剰な情報共有と受け止められる懸念というのはございますが、本施策につきましては、規制の強化だけでなく、関係機関の情報共有であったり実態把握を踏まえた適正な制度運用を図ることで、国民と外国人の方、双方が安心して暮らせる共生社会の実現を目指すものと理解しております。

その上で、これらは主に国の施策でございまして、市に直ちに具体的な影響というのが及ぶものは、現時点では明らかとなっておりますが、市といたしましては、外国人住民を含む全ての市民の方が安心して生活できるように、適正な事務執行と必要な連

携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○ゆうきりょう委員長 御意見はよろしいですか。

○奥村さち子委員 では、すみません、意見を述べさせていただきます。

いろいろ御答弁をありがとうございました。御説明の中では、今回、入管法、それから入管特例法の改正と、あとマイナンバー法の改正によって新設されました特定在留カードを使用して、コンビニエンスストアなどの多機能端末機で証明書などを特例による手数料で取得できる、利便性の向上が目的の施策であるという御説明でありました。

生活者ネットワークは、これまでもマイナンバー制度に対しては、情報漏えいのリスクやひもづけの強化によって個人に対する国の監視が強まるとして反対をしてきました。

2023年の改正マイナンバー法では、社会保障と税制、それから災害対策の3分野以外の行政事務においても、マイナンバーの利用促進を図るとしまして、社会保障給付や行政サービスを適切に受ける権利を守るためという目的だったはずのマイナンバー制度から、国によるあらゆる個人情報の一元管理を可能とする制度になったと思っております。監視社会化のおそれがここで指摘されております。

2024年の入管法と入管特例法の改正によって、在留カードとマイナンバーカードの原則一体化、それによって情報連携の活用拡大による監視強化を進めることは、先ほど、共生社会の推進という言葉がありましたけれども、これに関しては、共生社会に逆行している、差別と分断、排除をあおるものと捉えております。

本条例改正は、以上の法改正にのっとなって、特定在留カードの取扱いを定め、特定手数料の範囲を拡大するというものです。市の御説明では、現在の市内の在留外国人の方のマイナンバーカード取得率は約3割であり、そもそも必要と感じている方は少ないという現状だと思います。特定在留カードは、在留外国人の利便性のためと言っていますけれども、マイナンバーカードの取得を明らかに誘導するものですし、一連の動きを見れば、目的は在留外国人に対する管理強化であると考えます。

そのような施策に賛成はできませんので、本条例改正については反対をいたします。

以上です。ありがとうございます。

○ゆうきりょう委員長 ほかに御発言は。西村委員。

○西村 陸委員 よろしく願いいたします。

まず、確認なんですけれども、特定在留カード等ということで、これまでの在留カードから、今回の新たな機能が加わるということで、特定在留カードという言い方をするという認識をしております。

中長期の在留者の方と、あと永住の方もいらっしゃるかと思います。「等」というのは恐らく永住の方を指しているのかなと思うんですけれども、在留カードが今回、特定という形で、要するにカード自体がバージョンアップをして、先ほどちょっと御指摘がありましたけれども、個人情報全部デジタル化されて、表に出てこないような形で、大きくセキュリティ等もバージョンアップをするというタイミングの中で、マイナンバーも、任意でありますけれども、その機能を一枚に入れるか、あるいはそれを別にするかということも、免許証と同じように本人が選べるというような自由さが、たしか担保されているかと認識しています。

その上で、これまで入管局、それから市と、それぞれに行かなければいけなかったところが、入管局のほうで一括して申請ができるという利便性の部分と、府中市が標榜しております、行かない窓口といったところにもつながるかと思えますし、何しろデジタル化を目指す中で、大切な取組かなと思います。

マイナンバーカードへの誘引とおっしゃっていましたが、まさにいい意味での誘引をしなくてはいけないと認識をしておりますので、マイナンバーカードをしっかりと、取得率をどんどん上げていくということの施策の一つとしても、有効な手段ではないかなと思っております。

そして何より、日本国民とそうでない外国人の方々と、受けられるサービスが公平ではないといったところの課題もあって、それをしっかりと公平に、同じように、例えばコンビニで100円で取得ができるというような公平性も担保されるかと思っておりますので、これはそもそも国として、法律が改正をされて、それを自治体でそれぞれが改正をしていくという中で、やらないという考え方はないかと思っておりますので、しっかりと前に進めていただければと思います。

その上で、お聞きしたいのは、一つは、市のほうには来なくても入管局のほうで手続きができるということなんですが、逆に市のほうから、マイナンバーの情報であるとか、あるいはコンビニで100円で取得できるというような、市からのそういった情報、今回、こういう形で特定カードになるというような情報も含めて、こういった情報というのは当事者の皆さんにどのように届けられるのか。入管局のほうからのお知らせも当然あるでしょうけれども、市ならではの情報というのがしっかりと届くかどうか、こういったところがちょっと心配しているところなんですが、それについてお願いしたいと思います。

それから、たしか国のほうでは、運用開始は6月14日と聞いているんですけども、御説明ですと、実施時期は6月下旬ということで聞いているんですが、この辺は、14日からスタートではないのかといった、システムの関係なのかどうかということで、スタートの時期について確認をさせていただければと思います。お願いします。

○ゆうきりょう委員長 2点ですね。答弁をお願いします。どうぞ。

○秋本 健総合窓口課長補佐 それでは、1点目の市のほうからマイナンバー、今回の情報が外国人の方にどのように周知されるかといった御質問にお答えさせていただきます。

現在、入管庁のほうからチラシが届いておりますので、こちらで周知を強化してという依頼が届いておりますので、チラシを使用させていただきまして、総合窓口課内にあるラックでの配架、また、デジタルサイネージ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

また、特定在留カード等でコンビニ交付ができるといった周知も必要であると考えておりますことから、ホームページ等、または、住所地変更の届けが市町村の業務になってございますので、その際に御案内を、入管庁から届いているチラシの配布といった形で周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○ゆうきりょう委員長 お願いします。

○小笠原雄作総合窓口課長 続きまして、条例改正の施行日の関係でございますけれども、今回、特定在留カード等を希望される方につきましては、法施行日である6月14日以降に当該手続を行うこととなりますので、当該特定在留カードが通常の在留カードよりも、交付にプラス10日程度の期間を要するということを聞いておりますので、第2回定例会の最終日に御議決をいただければ、当該手続に、本人の手元にカードが届いて、実際にコンビニでの印鑑証明を取るというタイミングには支障なく間に合うと考えておりますので、このタイミングでお諮りするものでございます。

以上です。

○ゆうきりょう委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 ありがとうございます。当事者の方々に日本国民と同じようにサービスが提供できるように、また、周知についてはしっかりと進めていただきたいと思います。

やはりサービスを公平に提供する、そういう立場、本当にサービスを公平に提供するという観点から、本条例には賛成をしたいと思います。お願いします。

○ゆうきりょう委員長 ほかに御発言はありませんか。横田委員。

○横田 実委員 いろいろ皆さん委員の方から御意見を頂きましたが、条例の改正については、マイナンバーカード自体のことを言い始めると、確かにいろんな御意見があるのは当たり前ですけども、この厚生委員会に出た案件に関しては、私も、ある委員とは同じような考えなので、ここで採決していただいたほうがいいと思いますので、よろし

くお願い申し上げます。

- ゆうきりょう委員長 それでは、御異議がありますので、挙手により採決をいたします。本案について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- ゆうきりょう委員長 挙手多数であります。よって、第49号議案は可決すべきものと決定いたしました。

2 第50号議案 府中市市税条例の一部を改正する条例

- ゆうきりょう委員長 付議事件2、第50号議案 府中市市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。お願いします。

- 新藤和博市民税課長補佐 ただいま議題となりました、第50号議案 府中市市税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に国会において可決成立したことに伴いまして、本年4月1日施行分につきましては専決処分し、本年5月13日の市議会臨時会におきまして御承認をいただきましたが、その他の内容につきまして、今回、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、システムの2ページを御覧ください。

初めに、市税条例第35条の6、寄附金税額控除の規定については、地方税法附則の改正に伴い、引用条項を整理するものでございます。

続きまして、第37条の2、市民税の申告の規定につきましては、4ページ上段まで続いておりますが、後ほど御説明させていただきます、公的年金等受給者における扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い、引用条項を整理するものでございます。

恐れ入りますが、4ページを御覧ください。中段の第2項の削除につきましては、税務システム標準化への移行に伴い、市民税申告書の様式が、全国統一された申告書へ変更されたことから、関係規定を削除するものでございます。

また、これに伴い、4ページ中段から6ページ上段の第37条の4、市民税に係る不申告に関する過料の規定までについては、条項ずれの整理及び引用条項の見直しを行うものでございます。

恐れ入りますが、6ページを御覧ください。6ページ下段から次の7ページまで続いております、第37条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定は、次の公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定の見直しに伴い、引用条項を整理するものでございます。

7ページ下段をお願いいたします。第37条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定については、11ページ中段まで続いております。

まず、7ページ下段から9ページ中段までの第1項につきましては、従来、公的年金等受給者のうち、所得税の源泉徴収の対象とならない方については、扶養親族等申告書の提出義務はございませんでしたが、個人市民税の算定において必要な扶養等の情報を有する一定の者については、当該申告書の提出を求める措置を講ずるものでございます。

具体的には、公的年金等受給者のうち、所得税法の規定により当該申告書の提出が必要とされる方に加え、所得税の源泉徴収の対象とならない方のうち、障害者、寡婦又はひとり親に該当する者や、配偶者や扶養親族等を有する一定の者については、申告書の提出を求めることとするものでございます。

9ページ下段を御覧ください。第2項につきましては、10ページ上段まで続いておりますが、第1項の見直しに併せて、当該申告書に記載すべき事項について、内容の明確化を図るものでございます。

10ページを御覧ください。第3項以降につきましては、11ページ中段まで続いておりますが、本改正に伴い、条項ずれの整理及び引用条項の見直しを行うものでございます。

11ページをお願いいたします。中段の第60条、固定資産税の免税点の規定につきましては、物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税の免税点を、家屋は、20万円から30万円、償却資産は、150万円から180万円に変更するものでございます。

下段の付則第3条の2、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例については、本特例を適用させる場合に用いる市民税申告書について、先ほど御説明した、税務システム標準化への移行に伴い、市民税申告書の様式が変更されたことから、引用条項を整理するものでございます。

12ページを御覧ください。付則第4条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定につきましては、従来、適用期限が設けられておりましたが、その期限を廃止し、制度を継続して適用することとされたものでございます。

下段の第5条の3は、13ページ中段まで続いておりますが、住宅借入金等特別税額控除について、居住年が令和12年まで延長されたことに伴いまして、控除の適用対象となる年度も延長され、令和25年度までと規定するものでございます。

13ページを御覧ください。中段の付則第5条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定については、14ページ上段まで続いておりますが、特定暗号資産に係る課税制度の新設に伴い、引用条項を追加するとともに、地方税法の改正に伴う条文構成の見直しに合わせて、引用条項を整理するものでございます。

14ページを御覧ください。付則第7条及び15ページの第7条の2の個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等の規定については、付則第3条の2と同様に、税務システム標準化に伴う市民税申告書の様式変更に対応し、引用条項を整理するものでございます。またあわせて、地方税法の改正に伴い、読み替え規定の追加を行うものでございます。

恐れ入ります、15ページ中段を御覧ください。付則第8条の2、法附則第15条第2項第1号に規定する汚水又は廃液の処理施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合の規定につきましては、17ページ中段まで続いておりますが、固定資産税の課税標準額の特例割合を、地方税法で定める範囲内において定めるもので、第2項において、ペロブスカイト太陽電池を使用した太陽光発電設備に係る特例割合を3分の1と規定し、恐れ入りますが、16ページを御覧ください。下段の第6項において、一定の陸上風力発電設備に係る特例割合を3分の2と規定するとともに不要な項番の削除を行い、文言を整理するものでございます。

17ページ中段をお願いいたします。付則第8条の2の2、法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅等に係る固定資産税の減額割合の規定につきましては、第3項において、バリアフリー改修が行われた劇場及び音楽堂に係る減額措置について、その対象を改修特別特定建築物全般に範囲を広げるとともに、固定資産税の減額割合を、地方税法の定める範囲内において3分の1と規定し、追加するものでございます。

17ページ下段の第8条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定につきましては、第7項の削除を行うことから、各項に繰上げが生じるものでございます。

18ページをお願いいたします。付則第15条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定につきましては、18ページから19ページ上段につきましては、地方税法の改正に伴い、引用条項を整理するものでございます。

19ページを御覧ください。続きまして、第4項につきましては、本来、租税特別措置法において、一定の要件を満たす土地の譲渡については、優良住宅地として税負担の軽減措置が講じられておりますが、地すべり防止区域や土砂災害特別警戒区域など、災害リスクの高い区域に所在する土地については、防災の観点から踏まえ、当該特例の適用対

象から除外する規定を追加するものでございます。

20ページをお願いいたします。付則第17条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定は、22ページ上段まで続いておりますが、従来、暗号資産に係る所得につきましては、総合課税とされておりましたが、一定の特定暗号資産に係る譲渡所得等については、他の所得と区分した課税方式を設けるとともに、市民税につきましては、税率3%で課税する規定を追加するもので、併せて所得控除や税額控除等の関係規定について、所要の追加を行うものでございます。

22ページを御覧ください。付則第1条につきましては、それぞれ改正規定の施行期日を定めたもので、下段の第2条は、24ページまで続いておりますが、市民税に関する経過措置を定めたものでございます。

24ページを御覧ください。最後に、下段の付則第3条につきましては、固定資産税に係る経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ゆうきりょう委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。手塚委員。
- 手塚としひさ委員 条例ということなので、改めて確認なんですけれども、まず、それぞれ今回の改正による対象者数というのはどのぐらいで、手続的にはどのような、市のほうから、するのか、申告制というか、その辺、手続はどういうやり方をされるのかということでお尋ねをしたいと思います。

あわせて、府中市の財政への影響があるのかどうかで、例えば、来年1月1日からみたいなものもありますので、補正予算が必要になるとか、令和9年度の予算については、今回の改正で何か必要になるのか、増えるのか減るのか、そういうことがあれば教えてください。

あと、私はよく分かっていなかったんですけど、特定暗号資産というのがどういうものか、よく分かっていなくて、そこを改めて教えていただいて、実際にどのぐらい、例えば府中市の中で、どのぐらいそれがあってそうなのかどうか、その辺が分かれば、併せて教えていただければと思います。

以上です。

- ゆうきりょう委員長 答弁をよろしくお願いします。
- 新藤和博市民税課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

まず、今回の条例改正になります、それぞれの対象者数ですとか手続につきまして、お答えさせていただきます。

個人住民税に係ります年金受給者に係る扶養親族等申告書につきましては、扶養親族等申告書につきましては、市ではなく年金支払い者へ提出する書類になりますので、その内容を直接、市で把握しているものではございませんので、具体的な対象人数というものは、市ではちょっと把握はできないものとなっております。

続きまして、年金受給者に係る扶養親族等の手続でございますが、毎年秋、9月頃に、年金支払い者から年金受給者宛てに扶養親族等申告書が送付されますので、大体10月末頃の期限までに、郵送ですとか電子申請で年金支払い者に提出いただくという手続になります。

続きまして、条例改正のうち特定暗号資産に係る対象者数ですとか手続について御説明させていただきます。

まず、特定暗号資産に係ります対象者数につきましても、現時点では、市では把握できませんので、暗号資産につきましては、国税の確定申告の対象となる所得でございますので、市では暗号資産の申告内容の詳細ですとか保有者、取引状況というものは直接把握することができませんので、具体的な影響額というものを算出することは困難でございますが、特定暗号資産に係る所得につきましては、税率が6%から3%に下がりますことで、全体の税収としては減収になるものと見込んでおります。

続きまして、暗号資産の手続につきましては、繰り返しになって恐縮ですが、確定申告の対象となる所得でございますので、税務署に手続をすることとなります。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 市財政への影響を、お願いします。

○尾池玲子資産税課長補佐 それでは、資産税に係る部門についてお答えいたします。

まず、対象者数についてでございますが、1点目、免税点に関しまして影響が出る人数ということですが、令和8年度の当初課税をベースに考えますと、家屋につきましては約100名、償却資産に関しましては、約200名に影響が出るものと認識しております。

そのほか、特別特定建築物及び再生可能エネルギーの申告に関わるものにつきましては、現段階では対象はいないものと見込んでおります。

また、手続に関しましては、免税点に関しましては特段、納税義務者からの申請等は不要でございます。

再生可能エネルギー特別特定建築物の改修につきましては、所定の申告書に併せて、補助金の申請、補助金受領証ですとか工事の証明が分かるものを併せて市役所のほうに提出していただくという形になります。

最後に、財政への影響ということですが、免税点に伴う変更により、令和8年度ベースで考えますと、約500万円の減収を見込んでおります。

以上になります。

○ゆうきりょう委員長 お願いします。

○新藤和博市民税課長補佐 それでは続きまして、個人市民税の財政への影響につきまして、順番が前後してしまい申し訳ございません、お答えさせていただきます。

今回の条例改正におきまして、財政への影響がありますのが、先ほどと答弁が重複しますが、特定暗号資産に係る譲渡所得に係る税率が、市民税6%から3%に引き下がることで、税収としては減収になるものと見込んでおります。

続きまして、今回の条例改正に伴いまして、補正ですとか市への歳出予算への影響につきましては、現時点ではないものと見込んでおります。

まず、特定暗号資産につきましては、そもそも現時点で、適用時期というのは未定でございます。金融商品取引法などの関連する法におきまして、特定暗号資産の位置づけを整理した後に、今回の税率の適用が開始される予定となっておりますので、令和9年度予算ですとか令和10年度予算ですとか、直近の予算編成には影響するものはないものと見込んでおります。

最後に、そもそも特定暗号資産の定義でございますけれども、特定暗号資産とは、数ある暗号資産のうち、金融商品取引法などに基きまして、国に登録された事業者が取り扱うものなど、一定の管理体制があるものとすとか取引の透明性が確保されている国民の資産形成に資する一部の暗号資産を、特定暗号資産と位置づけるものでございます。

なお、具体的にどの暗号資産が特定暗号資産になるかにつきましては、現時点では未定でございます。今後、政令ですとか省令で示される予定となっております。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 まず、最初の対象人数は分からないという話だったんですけど、前の話で、申告書を提出してもらおうという話があったと思うんですけども、対象が分からない人たちに対してどういう手続、対象者に対して申告書を出してくださいとするのではないんですか。どういうやり方を取られるのか、対象者が分かっているのにどうやってやるのかというのはちょっと気になったので、そこについてはもう一度教えてもらいたいと思っています。

対象が分からないのに予算云々ということも難しいんじゃないかと思うんですけど、これは、ある時期になれば分かるようなことなんですか。現時点ではちょっと分からないという意味なのか、その辺をもう一回、教えていただければと思います。

そのほかのところについても若干疑問はありますが、大体、後のほうは説明をしっかりとっていただいたので、了解しましたので、来年度の予算には、ある程度影響があるかもしれないという理解でよろしいですか。そのように理解させていただきましたので、ちょっと最初のところだけ、もう一度御答弁いただければと思います。

以上です。

○ゆうきりょう委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○河邊 洋市民税課長 今回の御質問の公的年金等受給者の扶養親族等申告書の件でございますが、こちらにつきましては、実際に年金支払い者が源泉徴収をする際に、公的年金親族等申告書を対象者に対してお配りするとか、もしくはウェブ上で回答できるような体制を取っているというような状況でございます。

本市につきまして、先ほど、把握対象者が、かなり算出するのが難しいというような答弁をさせていただきましたが、これ自体は、令和7年度の税制改正によりまして、令和7年分までは、65歳未満の方が108万円以上の年金収入があった場合には、源泉徴収の対象の条件になるということでしたが、令和7年度改正になって、令和8年分以降につきましては、155万円以上の収入の方に関しては源泉徴収の対象になった。

また、65歳以上の方につきましては、158万円以上だった方が205万円以上になったということで、源泉徴収の対象になった方の条件を、令和7年分の課税情報は、いわゆる我々府中市のほうで令和8年度の課税をした際の課税収入に基づいて算出しますと、増減として約5,000人の方が、所得だけを見れば影響が出てくると見られるんですが、しかしながら、控除要件ですとか扶養の要件、そういったものが異なりますので、なかなかこの算出として、その人数が影響するというのはいづらいついていって、先ほどの答弁をさせていただきましたというところでございます。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 よろしいですか。手塚委員。

○手塚としひさ委員 大体状況は分かりましたので、今回の条例につきましては、地方税法等の改正に伴うということでございますので、了解しましたので、賛成の意を表して終わります。

○ゆうきりょう委員長 ほかに御発言はございませんか。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしく申し上げます。何点かお聞きします。

まず、扶養親族等申告書の関係について、先ほどの質疑で全体は分かったんですけど、対象になるかどうかというのが今回、税改正によって、対象となる方が何人か、一定数いらっしゃるということで、基本的には年金機構等から、申請があつて対応される、書類が送られてきてという対応になるというお話でしたが、基本的には対象になる人は、年金機構とかからのお知らせをもって自分が、要は書類を出さなければいけないということを知るといふ流れになるという理解でよいのかということと、例えば府中市に対して問合せ等があつた場合とかというのは、基本的には年金窓口を案内するという形になるのか、それとも市としてある程度、どういう手続をやるということは、市として手続に対しての相談を直接、どういう形で乗ってもらえるのかという点をお聞きしたいと思います。

続いて、特定暗号資産についての影響は分かりました。たしか今、雑所得という形になっていたと思うんですけど、雑所得の最高税率がかかるためには、どれぐらいの特定暗号資産の取引で一定の利益を上げる必要があるのかということと、ちょっと気になったもので、今回、税制改正されると全体的に税金の負担は減る形になるのかなと思つたんですけど、もし分かれば教えてください。

三つ目で、今回、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂への、たしか地方税法で定める減額措置があるというお話です。地方税法で定める範囲は、3分の1を参酌して6分の1から2分の1ということだということと、たしか説明を、あつたと思うので、そのように聞いているんですけど、府中市としては、例えば2分の1、6分の1ではなくて、

3分の1という設定をした理由について教えてください。また、対象になる施設とかがどのくらいあるのかという点を教えていただけたらと思います。

最後は、再生可能エネルギーの発電設備についての今回の特例税制のことについてなんですけど、これは市内にどのくらい、今の時点で設置しているものがあるかという点と、例えば、何だっけ、ペロスカス……、すみません、英語に疎いので、要は壁だったり、これまで設置できなかった場所にも太陽光パネルを設置できるようになるという、新しいタイプの太陽光電池というように理解していますが、これへの例えば申請届出等は、これまでも府中市エコハウスの助成等をやってきたと思うんですけど、その中で、一緒に手続等を、もし必要であればできるのかという点、エコハウスの助成の中でも、その太陽電池というは入っているのかという点をお聞かせいただけたらと思います。

以上、お願いします。

○ゆうきりょう委員長 順次答弁をお願いします。どうぞ。

○河邊 洋市民税課長 1点目の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の件でございますが、こちらにつきましては、国税における扶養親族等の申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において必要な情報が得られるように提出の義務の範囲を拡大するような改正でございますので、基本的には、もし必要な場合、送られてきていないような状況があった場合には、日本年金機構のホームページとかアナウンスの中でも、最寄りの市町村に御確認くださいというような状況でございます。

御確認をいただいた上で、市民税申告をしていただくとか、もしくは来ていただくというような状況になってくるのかなと思いますが、今後、本市においても、漏れることなくそういった方にはお伝えできるような広報、周知はしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 お願いします。

○新藤和博市民税課長補佐 続きまして、2点目の特定暗号資産に係る最高税率でございますが、市民税につきましては現在、雑所得で課税されている場合、一律の税率の6%で課税されておりますので、所得の大小を問わず6%で課税されることとなります。

その所得につきましても、必要経費等を差し引いて、所得というものを計算しますので、実際にどの程度利益が出たから課税になるかというのは、一律に言えるものではないでございます。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 お願いします。

○尾池玲子資産税課長補佐 まず、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る減額措置について、3分の1とした理由について申し上げます。

現状といたしまして、対象となる特別特定建築物は、府中市内に複数存在するものと認識しておりますが、要件といたしまして、国の補助を受けたものであることや、工事の要件が定められていることで、今までの条例において定められていた劇場への改修について、申請件数等も、過去において件数がなかったことから、今後も急速に増加が見込めるものではないということで、国の示す参酌基準である3分の1としております。

次の質問につきましては、再生可能エネルギーの中のペロブスカイトの太陽光発電設備についてですが、現状としましては、市のほうに設置をしているものの申告は、認識はしておりません。

以上になります。

○ゆうきりょう委員長 お願いします。

○田口宏治資産税課長 続きまして、太陽光発電のエコハウスとの関係でございますが、エコハウスの助成につきましては、家屋に対する課税なんですけれども、今回の太陽光発電については、償却資産の課税が対象になりますので、別のものとなります。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ御説明をありがとうございます。

扶養親族等申告書の関係については、お話を伺っていても、今回、国のほうで、たしか住民税や所得税の税額控除の基準が異なっていることで起きていることだということに認識はしているところではありますが、なかなか分かりづらいものだというのは、率直に印象として受けまして、恐らく実際に対象になっている方もそういう認識で、あるいはそこまで至らないかもしれないというところと言うと、やっぱり市の周知等、周知していくということがすごく大事になるのかなというように思いました。

相談等も、広報等、周知していくことと、あと、相談等には丁寧に応じていただけたらと思います。

そして、特定暗号資産については、考え方は分かりました。いつから対応されるかといった点はまだ分からないということではありますが、いずれにしても税負担が抑えられる、減るという方向での今回の改正になるということに理解しました。

続いて、劇場や音楽堂の減額措置についてですが、申請措置があまり多くないということなんですが、対象の施設の中で、バリアフリー改修が必要だと、あるいは行われていない施設というのがどのぐらいあるのかという点と、私は、改修を促すということでの今回の税法の改正であれば、例えば、地方税法で定める2分の1にしてもよかったんじゃないかとか、率直に、そのほうが進むんじゃないかと素人的には思ったんですけど、改修をどういう形で、バリアフリー改修の現状と、もし、まだできていないところがあるんだしたら、どうやって進めていくのかというお考えを、2回目にお聞かせいただければと思います。

再生可能エネルギーについてや太陽光発電、電池について、税法の考え等は分かりました。今後、新しい技術ということで、これから普及が進んでいくものなのかなと思っておりませんが、府中市として、新しい再生可能エネルギーの技術については、どういう形で普及させていくのかということは、せっかく担当の方が来られているので、お話しいただければと思ったんですけど、いないので、これは別の機会に聞きますが、今回の税法については分かりましたので、2回目の質問を1件だけ、答弁をお願いします。

○ゆうきりょう委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○田口宏治資産税課長 バリアフリー改修の2分の1にというところの内容なんですけれども、先ほども、答弁が重複してしまいますけれども、政府の補助を受けたというのが大前提でございまして、政府の補助というのが、社会福祉総合整備計画ですとかそういったような関係になります。

そちらにつきましては、建物単独というよりは、まち全体とかそういったような広い範囲での計画等になっていますので、なかなか申請が難しいところということで、固定資産税のほうで促進というのが難しいところもあるので、今回は参酌割合を適用させていただいております。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 よろしいですか。からさわ委員。

○からさわ地平委員 分かりました。なかなか一筋縄で、一気に進めていくのは難しいというものの対処ということは分かりました。また、バリアフリー基本計画等を府中市でも定めて、取り組まれていることは知っていますが、また、今回の税法については理解しました。

全体的には、今回、国のほうでの税制改正の中では、ちょっとどうなのかなと思うものも一部あることはあるんですけど、おおむね市民に恩恵のある内容でありますので、今回の議案には賛成したいと思います。

以上です。

○ゆうきりょう委員長 お願いします。

○田口宏治資産税課長 先ほど、ペロブスカイト太陽電池の普及状況の話がありましたけ

れども、こちらについては、実証実験中ですので、普及についてはこれからになってまいります。

以上でございます。

- ゆうきりょう委員長 ほかに御発言はございませんか。よろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ゆうきりょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。
お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ゆうきりょう委員長 御異議なしと認め、第50号議案は可決すべきものと決定いたしました。

3 第51号議案 府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

- ゆうきりょう委員長 付議事件3、第51号議案 府中市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について、担当者から説明を求めます。お願いいたします。
- 尾池玲子資産税課長補佐 ただいま議題となりました、第51号議案 府中市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。
本案は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に、国会におきまして可決成立したことに伴いまして、本年4月1日施行分につきましては専決処分し、本年5月13日の市議会臨時会におきまして御承認をいただきましたが、その内容につきまして、今回、所要の改正を行うものでございます。
恐れ入りますが、システムの2ページをお開きください。付則第6項の、法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に係る都市計画税の減額割合の規定は、バリアフリー改修が行われた劇場及び音楽堂に係る減額措置について、その対象を改修特別特定建築物全般に範囲を広げるとともに、都市計画税の減額割合を、地方税法で定める範囲内において、3分の1と規定し、追加するものでございます。
また、付則第6項の追加により、以下の付則各項に繰下げが生じるとともに、引用条項の修正を行います。
5ページを御覧ください。中段、付則では、本条例の施行期日を定めたものになります。
以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。
- ゆうきりょう委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。よろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ゆうきりょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。
お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ゆうきりょう委員長 御異議なしと認め、第51号議案は可決すべきものと決定いたしました。

4 陳情第4号 行政における個人情報の取扱い及び本人への事実確認の徹底に関する陳情

- ゆうきりょう委員長 付議事件4、陳情第4号 行政における個人情報の取扱い及び本

人への事実確認の徹底に関する陳情を議題といたします。

陳情の朗読をお願いいたします。

○篠塚誠二議事課長 それでは、陳情文書表の6ページを御覧ください。

陳情人住所氏名は、府中市武蔵台3-25-2、竹内苗子さん。件名は、行政における個人情報の取扱い及び本人への事実確認の徹底に関する陳情。

趣旨。

府中市行政機関が特定の個人に関する相談や情報を扱う際、一方的な報告や外部からの情報のみをうのみにせず、必ず本人に対する直接事実確認を行うことを義務づけ、予断や偏見に基づいた意思決定を排除する体制の整備を求めます。

理由。

1、適正な手続きの欠如。

現在、行政の対応において、本人の言い分を確認しないまま、一方的に情報を決めつけ、不利益な取扱いがなされるケースが見受けられます。

行政手続法の根拠となる憲法の条文第31条です。憲法第31条、何人も、法律を定める手続によらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、または刑罰を科せられない。

2、情報の歪曲と権利侵害。

第三者からの情報のみを根拠とすることは、事実歪曲を招き、個人の名誉や通信表現の自由、さらには意思疎通の権利を著しく侵害する恐れがあります。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 陳情を提出された方がお見えになっておりますが、補足説明についてはいかがいたしましょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○ゆうきりょう委員長 それでは、陳情を提出された方から補足説明を受けるため、委員会を休憩いたします。

○ゆうきりょう委員長 再開いたします。

それでは、これより質疑・意見を求めます。横田委員。

○横田 実委員 ありがとうございます。陳情文の中のところで、ちょっと御質問させていただきます。

「府中市行政機関が特定の個人に対する相談や情報を扱う際」とあります。実際問題は、府中でもいろいろな相談が来るといいます。その中で、理由となっている部分の中で、実際に府中市ではこんなあれが起きているとか、それから、こんな事件があったという部分があるのか、ないのか。

そして、行政がこういったものをやるときの最低限守らなければいけないという決まりの中の部分を、ちょっと教えておいてほしいんですけども、お願いします。

○ゆうきりょう委員長 答弁をお願いします。

○遠藤公巳明広聴相談課長 まず、今回の陳情人のお話の中に関して言いますと、過去の陳情のほうでも取り上げられているときの担当課の経緯等を確認しますと、陳情人と担当課、また、関係の人で、一定の話合いは持っているようでございます。ですので、何か決めつけたようなところではない可能性が高いというところが一つございます。

その中で、うのみにせずというところを、御本人は陳情の趣旨でおっしゃっていますが、そうしたところも、本人同意に基づく収集ですとか正確性の担保というところは、行政としまして、一般的な原則に沿ったものでございますので、市としてもそのとおりであると考えてございます。

ただ、今回の陳情人のほうのお話からしますと、御本人の趣旨に沿ったもの、希望するもの、なかったかもしれませんが、まず、手話講習会の参加に関しましては、処分性があるものではございませんので、行政手続法や行政手続条例とはちょっと離れたところで考えていく必要があると思っております。

そうした中で、本人の御意思と希望にかけ離れたものになるかもしれませんが、市と

しまして、しかるべき対応をしたものと認識してございます。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 答弁が終わりました。よろしいですか。

○横田 実委員 はい。

○ゆうきりょう委員長 ほかに御発言はございませんか。手塚委員。

○手塚としひさ委員 15年前の話ということなので、その辺の経緯については、市のほうは把握をされているという理解でよろしいですか。先ほどのお話の中で、裁判がというような話があったようなんですけども、この件で裁判をやられているとかそういうのを把握されているのかどうか、そういう状況があれば教えてください。

あと、15年前と現在では個人情報の取扱いとかが大分変わっているのかなと思うんですけど、15年前と現在で、かなり厳しくなっているのかなとも思うんですけど、その辺、いきなりで申し訳ないんですけど、変わっていることがあれば教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○ゆうきりょう委員長 答弁をお願いします。

○遠藤公巳明広聴相談課長 15年前のやり取りでございますけれども、こちらも平成24年に陳情として出されたときの議事録から拾ったものになりますが、9月の手話講習会においてトラブルが起きた際に、講習会の運営上の理由から受講の中止を決定いたしました。御本人から、自分の考えや気持ちを聞いてほしいという強い御要望がありましたので、昨年11月に、運営委員会側との御本人の話合いを持ちました。

ただ、そこでもその後、そこでは自身の気持ちが十分に伝えられなかったというところで、再度の話合いを望むということで、ずっと今日まで来ておりました。様々な調整を行う中で、今月に再度の話合いを持つというところで現在、進んでおります。こういった形で継続的な対応をさせていただいておりますという、市からの答弁がございました。

また、裁判に関しましては、この件に関しまして何か訴訟を、市なり、手話講習会が対象になるのか分かりませんが、提起されたというところは把握してございません。

また、個人情報の取扱いでございますが、委員がおっしゃるとおり、もともとは個人情報保護条例で、市の個人情報の収集等につきまして適正に取り扱ってきたところでございますが、令和5年からは個人情報保護法に一本化されましたので、そちらのほうで取り扱っております。

ただし、特に大きく、個人情報の収集ですとか取扱いについて、変わったものではないと認識してございます。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 よろしいですか。

○手塚としひさ委員 取りあえずいいです。

○ゆうきりょう委員長 ほかに御発言・御質問はございませんか。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしく申し上げます。陳情者が先ほどの説明でおっしゃっていた件については、現在も継続して対応されているということが、先ほどの質疑からも分かりましたが、私から伺いたいのは陳情文についてで、趣旨として、「予断や偏見に基づいた意思決定を排除する体制の整備を求めます」という内容です。

予断や偏見に基づいた意思決定ということは、市としてはどういうものだと捉えているかというお考えが一つと、「必ず本人に対する直接事実確認を行うことを義務づけ」というのは、恐らくこれは私、陳情文を読んでは、相談者の意見を必ず聞いてということだと思わんですが、これは、例えば公務員の服務規程だったりそういったところで現在、定められているのかという点、たしか定められていたと思うんですけど、予断や偏見に基づいた意思決定を排除する体制というのが、何というか、この体制整備というものが現実的にできるのかどうかというところが、いろいろな経緯がある中で、どうなんだろうと引っかかったんですけど、市としてのその辺りの考えを教えてください。

思います。よろしく申し上げます。

○ゆうきりょう委員長 答弁をお願いいたします。どうぞ。

○遠藤公巳明広聴相談課長 1点目の予断、偏見等に基づいた意思決定の排除でございますが、もともと、まず公務員に関しましては守秘義務がございますし、個人情報保護法の観点からも、適正に個人情報を必要最小限、また、正確に収集、保有するということがございますので、そのように運用はしているところでございます。

記録によりましては、例えば第三者から提供される記録等もございまして、そちらのほうを、開示できる、できないはございますが、そういった第三者の見解等もそのまま記録として載ることもございます。

ただし、こういった第三者の見解ですとかもたらされた情報につきましては、市として勝手に変えることもできませんので、御本人の、開示を例えば受けたときに、意に沿うものかどうか分かりませんが、そういった形で記録をさせていただくということはあるかと存じます。

あと、2点目の直接意思の確認はできるのかというところでございますが、今、若干申し上げましたが、第三者としての相談者や通報者がいる場合の安全確保、迅速な対応、調査の実効性に支障が出るケースもありますし、また、市全体での個人情報の取扱いの量の観点からも、ボリュームの観点からも、全て事実について一律に本人への直接確認を義務づけるというのは、なかなか困難ではないかと認識しております。

以上でございます。

○ゆうきりょう委員長 からさわ委員。

○からさわ地平委員 御説明で分かりました。全てに対して対応していくというのはなかなか大変なところは、皆さん苦勞されているところだと思うんですけど、要は国家公務員の、地方公務員の服務規程だったりそういうところで、やっていきましょうということは定められているというように理解をしました。

質問は以上です。

○ゆうきりょう委員長 ほかに御質問は。奥村委員。

○奥村さち子委員 ちょっと質問をさせていただきたいんですけど、先ほど、相談対応についてはしかるべき対応をされているという答弁がありましたけれども、今回、陳情の中で、事実確認という言葉が出てきましたけれども、事実確認に対する相談窓口の対応というのは、規則的なものがあるのか、マニュアルみたいなものがあるのか、どういった対応をするのか、どういったものを使ってやっていくのかとか、スキームみたいなものというのがあるのかを教えてくださいたいと思います。

守秘義務があるということは理解いたしました。

それと、こういった行政の対応に対しての不服とか苦情がある場合の市としての対応について、ちょっと御説明ください。お願いいたします。

○ゆうきりょう委員長 2点、お願いいたします。

○遠藤公巳明広聴相談課長 まず、事実確認のスキーム等でございますが、こちらに関しましては、その情報が間違っているかどうかというところがあるかと思えます。もし、間違った情報を訂正、校正するということは、各制度の中で位置づけられていれば、そちらのほうで行いますし、また、例えば何らかの記録を見せてほしいということであれば、その記録につきまして、本人にお見せできるものはその場で任意でお見せすることもあるでしょうが、それは難しいということであれば、個人情報保護条例に、開示と、また訂正の手続が定められてございますので、そういったもので御確認をいただくことは可能かと捉えております。

2点目の行政への不服等への対応でございますが、御承知のとおり、オンブズパーソンの制度や、また、処分に関しましては審査請求等もございまして、また、その他、市長への手紙等の制度もございまして、

以上でございます。

- ゆうきりょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。
- 奥村さち子委員 すみません、ちょっと私の質問の仕方が悪かったんですけど、一つ目なんですけど、相談者が相談するとき、その方の言い分というか、お話をしっかり聞いて、それで対応していくというようなルールというか、マニュアル的なところの規定みたいなものがしっかり定まっているかどうかを確認させてください。
- ゆうきりょう委員長 もう1点、すみません、答弁をお願いします。
- 大井孝夫市民協働推進部長 市民の方からいろいろ相談とかお話を聞くというところですが、これはルールとか基準というものがあるわけではなくて、我々公務員が職務を進める上で、お話を丁寧に聞くこと、また、それはあくまでも一方的ではなく、そういうお話があった場合には両方、双方全体の話を聞いて、最終的な判断をしていくというのが、我々が職務する上では当たり前のこととして行っているものと捉えております。
- 以上でございます。
- ゆうきりょう委員長 よろしいですか。それでは、御意見を求めます。西村委員。
- 西村 陸委員 るる質疑もありました。状況は分かりました。それで、陳情者からの提案説明も事前にいただきまして、状況は分かりました。15年前の個別の案件が、一つの、今回提出をされたきっかけになっているということは分かりました。
- ただ、府中市議会としては、個別の案件について陳情審査をするというものでもありませんし、何より府中市議会の陳情審査における規定に基づいて考えますと、陳情文に対しての審査ということになりますので、その原則に基づいて御意見を申し上げます。
- 趣旨のところにあります、必ず本人に対する直接事実確認を行うことを義務づけと記載がありますが、これはなかなか、いろんな相談者がいらっしゃる中で、本人の意思確認が難しい場合も、そういったケースも実際にあるかと思えます。それを支える第三者の力もあって、相談が前に進んでいくと、いろんなケースがあることを考えますと、なかなか本人への事実確認を義務づけるということは、制度上難しいかなと思えます。
- ですので、基本的な市のスタンスは、先ほど部長答弁にもあったそのものだと思いますので、本陳情に対しては不採択を主張します。
- ゆうきりょう委員長 ほかに御意見は。奥村委員。
- 奥村さち子委員 先ほど質問させていただきました、本人への事実確認というところでは、御説明がありましたけれども、様々な事例がある中で、業務上では行われているということは理解いたしました。
- 陳情の中で、予断や偏見に基づいた意思決定がされているかどうかということなんですけれども、これは個々の対応の中で、実態はなかなか明らかではないかなと思うんですが、ただ、先ほどでもお答えいただきましたけれども、不服とか苦情がある場合は、オンブズパーソンの仕組みもあるということですので、体制としては、市としては構築はされていると思いますので、不採択を主張いたします。
- ただ、相談業務においては、やはり相談者に寄り添った姿勢と問題解決に向けたスキルが必要だと思いますので、市としても、職員へのスキルアップとか、相談支援体制の業務の研修とか改善というのは、引き続き取り組んでいただきたいと思いますので、申し添えます。
- 以上です。
- ゆうきりょう委員長 ほかに御意見は。からさわ委員。
- からさわ地平委員 意見を申し上げます。質疑の中で、陳情者が求めております、必ず本人に対する事実確認を行うことや、予断や偏見に基づいた意思決定を排除する体制等の整備ということは、相談者に丁寧に寄り添っていく、対応されていくということで、それが一番前提となることであって、そのための体制や理念に基づいて任務されて、お仕事をされているということ、質疑を通じても分かりました。
- いろいろな相談がある中で、必ずしも双方納得できるとは限らないものも、中にはあ

るかもしれないんですが、今、義務づけていくという形での整備をしていくというところには課題もあるのかなと、私も陳情文を読んで感じまして、引き続き市には、相談には丁寧に寄り添っていただいていくということでお願いして、こちらの陳情については不採択かなという意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○ゆうきりょう委員長 ほかに御意見、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ゆうきりょう委員長 それでは、採択に御異議がありますので、挙手により採決をいたします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○ゆうきりょう委員長 挙手なしであります。よって、陳情第4号は不採択にすべきものと決定をいたしました。